

審議事項③

公立大学法人青森公立大学職員就業規則の一部を改正する規則の制定について

公立大学法人青森公立大学職員就業規則の一部を改正する規則を次のように定める。

公立大学法人青森公立大学職員就業規則の一部を改正する規則

令和 年 月 日
規程第 号

(公立大学法人青森公立大学職員就業規則の一部改正)

第1条 公立大学法人青森公立大学職員就業規則（平成21年規程第36号）の一部を次のように改正する。

第41条の表中	「(11) 職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合	当該期間内における5日の範囲内で、1日又は1時間を単位とする期間（1時間を単位として使用したものを日に換算する場合は、8時間をもって1日とする。）	を
---------	---	---	---

「(11) 職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合	当該期間内における5日の範囲内で、1日又は1時間を単位とする期間（1時間を単位として使用したものを日に換算する場合は、8時間をもって1日とする。）	に改める。
---	---	-------

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和5年1月1日から施行する。

公立大学法人青森公立大学職員就業規則の一部改正について

1 改正趣旨

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）の改正により、令和4年10月から、出生時育児休業の制度が施行された。これに伴い、本学における特別休暇について青森市の取扱に準じ、所要の改正を行うもの。

2 改正内容

(1) 育児参加のための休暇の対象期間拡大（特別休暇）

子の出生後8週間以内における育児休業の取得を柔軟化したことを踏まえ、特別休暇である「育児参加のための休暇」を産後8週間経過後にも取得できるよう、同休暇の対象期間を拡大する。

取得対象期間【現 行】産前8週から産後8週まで

【改正後】産前8週から出産の日以後1年まで

※改正規程等：『公立大学法人青森公立大学職員就業規則（平成21年規程第36号）』

※改正予定日：令和5年1月1日

公立大学法人青森公立大学職員就業規則（平成21年規程第36号）

新旧対照表

改正後		改正前	
(特別休暇) 第41条関係		(特別休暇) 第41条関係	
(11) 職員の妻が出産する場合であつてその出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合	当該期間内における5日の範囲内で、1日又は1時間を単位とする期間（1時間を単位として使用したものを日に換算する場合は、8時間をもって1日とする。）	(11) 職員の妻が出産する場合であつてその出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日以後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合	当該期間内における5日の範囲内で、1日又は1時間を単位とする期間（1時間を単位として使用したものを日に換算する場合は、8時間をもって1日とする。）